



特 250

296

國體明徵會編

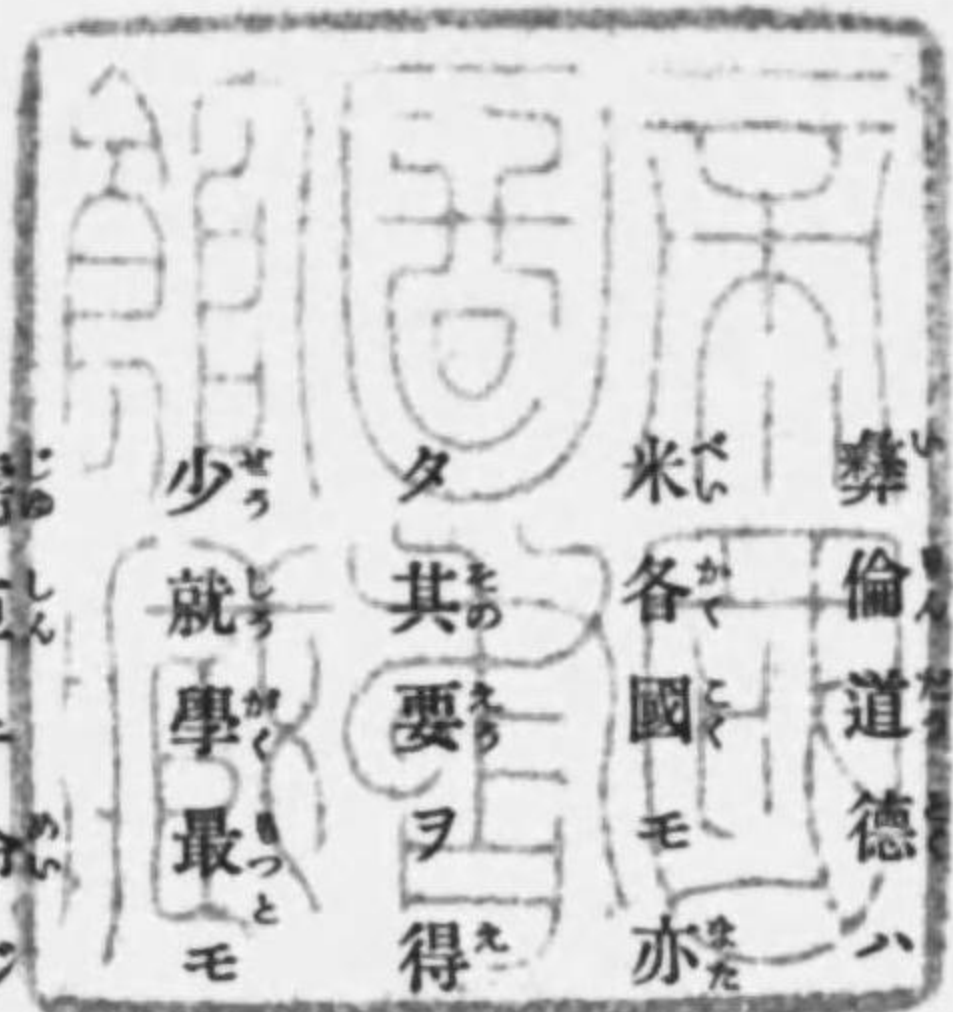
幼學綱要

始



特 250  
296

幼學綱要頒賜ノ勅諭



彝倫道德ハ 教育ノ主本我朝支那ノ専ラ崇尚スル所歐  
 米各國モ亦修身ノ學アリト雖之ヲ本朝ニ採用スル未  
 タ其要ヲ得ス方今學科多端本末ヲ誤ル者鮮カラス年  
 少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ  
 儒臣ニ命ジテ此書ヲ編纂シ羣下ニ頒賜シ明倫修德ノ  
 要茲ニ在ル事ヲ知ラシム



## 幼學綱要序

明治十二年夏秋之間。臣永孚侍經筵。

皇上親諭曰。教學之要在明本末。本末明則民志定。民志定而天下安。爲之莫先於幼學。汝與文學之臣。宜編一書。以便幼學也。臣誠恐奉勅。謹審聖意之所在。蓋我祖宗繼天建極。教人化民。莫一不出於至誠。是以民皆純一正直。父子之親篤而君臣之義明。自六經傳我。仁義道德之說。益明愈廣。雖世運隆替。學科迭興。而至教之要。則莫復加焉。夫本於道德。而達於智識。始於彝倫。而及事業。教學之要也。故道之以仁義。教之以忠孝。使天下之民志一定。於茲則其智之所進。其才之所成。發於言辭。顯於行實。施爲事業者。莫不出於仁義忠孝也。苟志向未定。而專知識才藝之務。則殞德性。傷教化。其害不可勝言。達觀宇內。其稱華夏稱文明者。猶不免叛亂。是無他。先智力而後仁義也。苟後仁義而智力是競。則甲乙相軋。上下交爭。不奪不鑿。其如是則天下之亂。何以止哉。夫三尺之童。知死於忠孝者。我邦固有之俗也。豈非以

列聖之所崇在此。而習慣之久也耶。風移俗易。民唯務於智識才藝。棄本超末。遂將至不

知仁義忠孝之爲何物。則其弊害果何所底止哉。今幼稚之兒。智慧未定。慣染猶淺。於是時先教之以仁義忠孝之道。浸漬涵蓄。習與性成。道德由是以淳。彝倫由是以正。而風俗之美。聲教之懿。將有度越上世。而冠絕宇內者。聖意懇到如此。誰敢不感激。輒與文學諸員相議。謹擇古今言行之關於彝倫道德。而近切於幼童者。編纂訂正以上焉。辱賜叡親。令鈔梓以布世。嗚呼。

皇上憂世愛民之意深。故垂教道人之方至。但臣等學淺識陋。不足以副聖意之萬一。所以深恐陳也。然觀者者由是書。以知本末先後之不可紊。講習匪懈。俛焉竭職。則於所以奉。聖旨報國恩之道。庶幾乎不差矣。若夫發揚陶一。以成德性。則又有望乎教導之人云。

明治十四年辛己六月

一等侍講正五位 元田永孚謹撰并書

自序

「幼學綱要」ハ

明治天皇ノ勅ヲ奉ジテ、侍講樞密顧問官從二位男翁元田永孚先生ノ編セラレタモノデアアル。其刻ノ成リタルハ、明治十四年八月二十日デ、此書ハ全國ノ各學校ニ頒布セラレテ、其道徳教育ノ材料トナリ、教育勅語發布以前ニ於テ修身教授ノ中心トナツタモノデアアル。維新以來、適歸スルトコロニ迷ウテ居ツタ、國民教育ハ本書ノ出ヅルニ及ンデ、漸クソノ歸趨スベキ方向ヲ知り、始メテ皇國ノ國體ニ適應シテ其正道ヲ歩ムコトガ出來ルヤウニナツタ。元田永孚先生ハ、文政元年十月一日、熊本ニ生レタノデアアル。字ハ子中、東野ト號シタ。幼ニシテ穎異、十歳ノ時ニハ唐詩選五冊ヲ誦シタトイフ。十一歳、藩學時習館ニ入り勉學シタ。文久元年、肥州侯ニ從ツテ江戸ニ出デ、元治元年、征長ノ戰起ルヤ、小倉ニ從軍シテ功ガアツタ。明治三年、藩公ノ侍講トナツタガ、四年、七等出仕トシテ宮中ニ召サレ、其篤實ノ資ト、該博ノ學トニヨリ、天皇ノ御寵遇ヲ得、侍講トナリ、常ニ經筵ニ待ツテ進講シ奉ツタコト、二十年ニ及ンダ。更ニ大ナル功績ハ教育勅語ノ草案ニ參劃シタコトデアツテ、ソノ榮譽ハ燦トシテ國史ノ上ニ不朽デア

ル。コレノミナラズ、帝國憲法、皇室典範ノ成案ニモ參劃シ、ソノ章句ハ主トシテ先生ノ筆ヲ藉リタルモノデアアル。

今ヤ西洋ノ物質文明ハ、滔々トシテ入り來リ、而シテ近頃ソノ物質文明ノ行詰レルヲ見ルヤ、コレヲ排除シテ、國體ノ明徴日本精神ノ鼓吹ニ目覺ムルモノ、漸ク多カラントス。

編者ハコノ時勢ヲ洞察シ、明治維新後、西洋物質文明ノ弊ヲ矯メントシテ、明治天皇ノ命ニヨリ、侍講元田先生ノ編セル、幼學綱要ヲ、昨今復顧ルノ必要ヲ痛感シタリ。

而カモソノ原文ハ六ツケ敷イガ、名文ナルヨリ、コレヲ國語化シ、尙コレヲ口語文ニモシテ平易ニシ而カモ人口ニ喻炙セルモノヲ拔萃シテココニ發表ス。而シテ一般ノ人ニハ勿論ノコト工場ノ女工サンヤ、職工諸君ニモ解リ且ツ耽讀實行セラルルナラバ、余ノ最モ欣幸トスル所デアアル。

昭和十一年八月

編者 識

### 幼學綱要目次 (一) 印口譯

孝行第一.....	一
平重盛、父を諫む.....	二(三)
忠節第二.....	八
和氣清麻呂、弓削道鏡の奸を發く.....	八(九)
菅原道真、配謫せられて君を怨みず.....	一(一二)
楠正成、後醍醐天皇の爲に忠節を盡す.....	一四(一六)
楠正行、正成の遺誠を奉じて王事に盡す.....	一〇(一一)
和順第三.....	一三
山内一豊の妻、夫の爲に名馬を購ふ.....	二四(二五)
友愛第四.....	二七
毛利氏の諸子、協力して家を興す.....	二八(二九)
信義第五.....	二九

上杉謙信、武田氏の爲に鹽を送る……………三〇(三〇)

勤學第六……………三一

源義家、大江匡房に兵法を學ぶ……………三二(三二)

塙保己一、和學講談所を設く又群書類從を編す……………三三(三四)

立志第七……………三五

兒島高德、詩を賦して志を顯はす……………三六(三六)

誠實第八……………三七

畠山重忠、忠直を顯はす……………三八(三九)

仁慈第九……………四二

野見宿禰殉死を止む……………四三(四三)

禮第十……………四五

三浦義村長江明義と相讓る……………四六(四六)

(未完)

# 幼學綱要

## 孝行第一

天地の間。父母無きの人無し。其初め胎を受けて生誕するより。成長の後に至り。其恩愛教養の深き。父母に若く者莫し。能く其恩を思ひ。其身を慎み。其力を竭して。以て之に事へ。其愛敬を盡すは子たるの道なり。故に孝行を以て人倫の最大義とす。

天地ノ間ニ人ハ多クアルガ、父母ナクシテ生レタ人ハナイ。其ノ始メ、胎ニコモツテ、生レテカラ成長スルマデ、其恩愛ト教養ノ深イコトハ、父母ニマサルモノハナイ。ソレデアアルカラ、ヨク、父母ノ恩ヲ思ヒ、身ヲツ、シミ、カヲツクシテ、父母ニ事ヘ、愛ト敬トヲツクスノガ子タルモノノ道デアアル。ソコデ孝行ヲ以テ、人間ノ道ノ、最モ大切ナ義トスルモノデアアル。

平重盛。人と爲り忠謹温厚にして。武勇人に軼ぐ。藤原成親の平氏を滅さむことを謀る。後白河法皇亦其謀に與る。平清盛。成親を執へ。法皇を別宮に徙さむと欲す。命して亟に將士を戒め

しむ。人有り馳て重盛に告ぐ。重盛大に驚き。駕を命じて之に赴く。第門に入れば。族人皆甲を操き馬に鞍し。旗幟列を成し。將に起むとす。重盛烏帽直衣して入る。弟宗盛其袖を叩へて曰く公何を以て甲せざる。重盛睨て曰く。汝等何を以て甲する。敵人何くに在りや吾大臣大將たり。寇賊闕を犯すに非るよりは、宜く甲すべからず。清盛之を望み見。遽に起ち黒衣を尙へて出で。數襟を正す。襟呟して甲視ゆ。重盛に謂て曰く。成親の姦謀。家に法皇に由る。間群小彙進し。覬覦已ます。而して御するに輕躁の君を以てす。何の至らざる所かあらむ。我且一邊に幸することを請て、以て事の定まるを待むと欲す。語未だ畢らず、重盛泣數行下り。曰く。重盛尊貌を熟視して。家門の已に衰運に屬することを知れり。重盛之を聞く。世に四恩有り。皇恩を最なりとすと。抑我門。桓武葛原の胤を辱くすと雖も。而ども降つて人臣となり。中微にして顯れず。平將軍の功を以てして。國守に過ぎず。大人に至るに及で。乃太政大臣に陞り。兒の不肖を以て。且大臣大將を辱くす。宗族朝廷に駢植して。田園天下に半ばす。恩を叩にすること極まれり。官家に疾まるること。誰か宜ならずと謂む。而して運命未艾す。讒人既に獲たり。宜く罪の當る所を論じ。退いて事由を陳すべし。則公家豈威を霽さざること有む。何ぞ。必草々たることを爲むや。兒又之を聞く。王事を以て家事を辭す。家事を以て王事を辭せず。況や善惡較著なる者をや。重盛君恩に沐浴すること。擧るに勝ふ可

からず。嚮背の決。自ら有る有り。素より撫循する所の士。重盛が爲に死せむことを願ふ者。二百餘人なり。嚮に源義朝。勅命を以て其父を斬る。兒以て大逆無道。言ふに忍びざる者と爲せり。此大人の親く賭る所に非ずや。忠ならむことを欲すれば孝ならず。孝ならむことを欲すれば忠ならず。重盛の進退此に窮る。大人必今日の擧を遂むと欲せば。先重盛の首を刎て。然後發せよ。且言以且泣く。坐擧て感動す。清盛曰く。吾衰老を以て此擧を爲すは。徒に子孫を慮るのみ。乃以て不可とせば汝好く之を計れ。乃起て内に入る。重盛顧み諸弟を讓めて曰く。縱令大人老耄して事を發すると。子等何を匡救せずして。乃之を從順するや。又將士を戒めて。敢て妄に動くこと勿らしむ。既に第に歸り。憂慮して措くこと能はず。令を出して兵を徵す。曰く。大事有り。速に來會せよ。衆相告て曰く。沈重の人。此の如き令を出す。必由有らむ。是に於て。争うて之に赴く。一夕に二萬餘騎なり。重盛乃平ノ家貞平ノ貞能をして。清盛に言はしめて曰く。法皇大人の謀を聞いて震怒し。重盛に詔して之を討ぜしむ。大人の自急にせむことを恐る。是を以て二人を遣して衛護せしむ。重盛在り。當に身を以て請ふべし。願くは之を安むせよ。清盛大に惶惑す。重盛泣て曰く。我父の過を救ひて。反て其心を傷ふ。吾罪大なり。乃親ら臨みて兵を勞し。盡く罷め去る。

平重盛ハ、ウマレツキマジメデ、温厚デ、シカモ武勇ハ人ニスグレテキタ。藤原成親ガ、平氏ヲ

滅ボサウトハカツタ時、後白河法皇ニモ、ソノ謀ニ御關係ナサレタ。平清盛ガコノコトヲ知り、成親ヲ捕ヘ、法皇ヲ、別ノ御殿ニ移シ奉ラウトシテ、將士ニ戰備ヲ命ジタ。コノ時重盛ニ急報シタモノガアツタノデ、重盛ハ大ニ驚キ、乗物ノ仕度ヲサセテスグニ、清盛ノトコロへ行ツタ。門ニ入ルト平氏ノ一族ハ、皆甲ヲ着、馬ニ鞍ヲ置キ、旗差物ヲ立テ並べ、今ニモ出發シヨウトシテキル。重盛ハ、烏帽子、直垂ノママデ入ツテ來タガ、弟宗盛ハ其ノ袖ヲヒツパツテ、

「兄上ニハ何故甲ヲオツケナサラナイノデスカ」  
トイツタ。重盛ハコレヲ睨ミツケ、

「オ前達ハ、何故アツテ、甲ヲツケルノカ。敵ハ一體ドコニキルノカ。自分ハ大臣デアリ、大將デア

ル。逆賊ガ起ツテ、皇居ヲ犯スノデナケレバ、甲ヲ着ケルベキデハナイ」  
ト言ツタ。清盛ハ、コレヲ遠クカラ見テ、ニハカニ立チ上リ、甲ノ上ニ黒イ衣ヲ冠ツテ出テ來タガ、

シキリニ甲ヲ隠サウトシテ、襟ヲヒツパツタノデ、襟ガ破レテ、ソノ間カラ甲ガスイテ見エタ。重盛

ニムカヒイフヤウ、  
「成親ノワルダクミハ、實ニ法皇様ノアルタメダ。コノ頃ツマラナイ奴ドモガ、ムラガリ集マリ、分

外ノ野心ヲ起シテ何かトタクラム。オマケニ、輕ハヅミナ法皇様ガ上ニオイデニナルカラタマツタモノデハナイ。ワシハシバラク、法皇様ニ、ドコニカオ移リヲ願ウテ、事ガ定マルノヲ待タウト思フノ

デヤ」

ト言ヒ終ラヌ中ニ、重盛ハ、涙ヲハラハラト流シ、ヤガテイフヤウ。

「父上ノ御顔ヲ、ツクヅクト拜見シマシテ、ワガ家ノ運ノ、モハヤ末ニナツタコトヲ知りマシタ。私ハカネテ世ノ中ニ四恩ガアリ、其ノ中デ皇恩ガ最モ大キイトイフコトヲ聞イテヨリマス。ソモソモ我が家ハ、桓武天皇、葛原親王ノ御胤ヲウケテキルトハイヒマスモノノ降ツテ人臣トナリ、中頃ニハ衰ヘテ世ニ顯レズ、平將軍ノ功ヲ以テシテモ、タゞ、國守トナラレタバカリデアリマシタ。シカルニ父上ノ御代ニナツテ、大政大臣ニ陞リ、私ノヤウナツマラスモノデサへ、大臣大將ヲ忝ウシテヨリマス。一門ノ者ハ、朝廷ニツラナリ並ビ、領地ハ天下ニ半バシ、皇恩ヲ叩ニスルコト、マコトニ極マツテヨリマス。公卿ノ嫉ミヲ受ケテモ、誰ガ無理デアルト申シマセウ。シカモ、運命ガ未ダ盡キズ讒言ヲシタ人ヲ捕ヘルコトガ出來タノデアリマスカラ、宜シクドウイフ罪ガアルカトイフコトヲ論ジ退イテヨク事ノワケガラヲオ述べニナルベキデアリマス。サウスレバ朝廷ノオ心モハレヌ筈ハアリマスマイ。何モノノヤウニ、アハテナサルコトハナイト存ジマス。私ハ又、カウ聞イテヨリマス。朝廷ノ事ノ爲ニハ、家ノ事ヲステ、ヨイガ、家ノ事ノタメニ、朝廷ノ事ヲステルベキデハナイト。コレ



ヲ善イ惡イノ明カナ場合ニ於テハ、尙更ノコトデアリマス。重盛君ノ御恩ニ浴スルコト、數ヘテ數ヘテ盡セマセヌ。自分ノ進退ハスデニ心ニ決メテヲリマス。平常愛シテキル所ノ武士テ重盛ノタメニハイッデモ命ヲ捨テヤウト願ツテヲル者ガ二百餘人ヲリマス。ガ、シカシ、コノ前ニ源ノ義朝ガ、勅命ヲ以テ、其ノ父ヲ斬リマシタ折、私ハ大逆無道、言フニ忍ビナイモノデアルト申シマシタ。コレハ父上ノ親シク御覽ニナツタコトデアリマセンカ。忠ナランコトヲ欲スレバ孝ナラズ、孝ナランコトヲ欲スレバ忠ナラズ、重盛ハ最早ドウシテヨイカ分リマセヌ。父上モシモ、今日ノ御クハダテヲドウシテモ遂ゲヤウト思召スナラバ、先ヅ重盛ノ首ヲ斬ツテカラニシテ下サイマセ」

ト語リテハ泣キ、泣イテハ言フタノデ、ソノ場ニ居ツタモノハ皆感動シタ。清盛答ヘテ、

「自分ガ老イボレノクセニ、コンナ企テヲシタノハ、タダ子孫ノタメヲ思フカラバカリダ。モシ惡イトイフナラ、オ前ノ好イヤウニシテクレ」

トイツテ、奥ニ入ツテシマツタ。重盛ハ、弟タチヲセメテイフヤウ、

「タトヘ父上ガ、老耄ナサツテ、事ヲ起シナサツテモオ前タチハナゼオ止メ申サナイデ、カヘツテオススメスルノカ」

ト又將士タチヲ戒メテ、妄リニ行動シテハナラヌト命ジタ。ヤガテ自分ノ邸ニ歸ツタガ、心配デタマ

ラナイノデ、布令ヲ出シ、

「大事ガ起ツタ、集マレ」

トイツテ、兵ヲ徵シタ。兵士タチハ、

「アノヤウナ沈重イタ御方ガ、コノヤウナ命令ヲ出サレルカラニハ、キツト大事件ガ起ツタノデアラウ」

ト先ヲ爭ウテ集マリ、一夜ニシテ二萬餘騎ニ達シタ。ソコデ重盛ハ、平ノ家貞、平ノ貞能ヲ遣ハシテ清盛ニイハセタ。

「法皇ハ父上ノ謀ヲ聞イテイタク御怒リナサレ、重盛ニ詔シテ、父上ヲ討テト仰セラレマス、萬一父上ガ御自分テ終リヲオ急ギニナルヤウナコトガアツテハナラヌト存ジ、二人ヲ護衛トシテ差上ゲマシタ。重盛ガ居リマス上ハ、自分ノ身ニ代ヘテモ父上ノ御命ヲ請フテサシアゲマスカラ、ドウカ御安心下サイマセ」

ト清盛コレヲ聞イテ、ハナハダオソレ、オドロイタ。重盛泣イテイフヤウ、

「自分ハ父ノ過ヲ救フタケレドモ、ソノ心ヲ傷ケタ。アア、ワガ罪ハ大キイ」

ト親ラ臨ンデ兵士ノ勞ヲネギラヒ、コレヲ還シタ。

忠節 第一

宇内萬國。國體各異なりと雖も。主宰有らざりの民無し。凡人臣たる者其君を敬し。其國を愛し其職を勤め。其分を盡し。以て其恩義に報ずるを以て常道とす。況や萬世一系の君を戴き。千古不易の臣民たる者に於てをや、故に臣の忠節を子の孝行に並べて。人倫の最大義とす。

世界ノ國々ハ、ソノ國體ニハソレゾレチガヒガアルガ、元首ノナイ民ハナイ。凡ソ人臣タルモノハ其ノ君ヲ敬ヒ。其ノ國ヲ愛シ、其ノ職ヲツトメ、其ノ分ヲツクシ、以テソノ恩義ニ報ズルノガ、當然ノコトデアアルガ、マシテヤ、ワガ國ノ如ク、萬世一系ノ君ヲイタダキ、千古不易ノ臣民タルモノニ於テハ、尙更ノコトデアアル。故ニ人臣トシテノ忠節ヲ、人ノ子トシテノ孝行ト並ベテ、人間ノ道ノ最モ大切ナルモノトスルノデアアル。

和氣ノ清麻呂は、備前の人なり。孝謙天皇の時、因幡ノ員外ノ介となる。人と爲り抗直なり。天皇素より宇佐の神を敬し。生につかるが如くす。其懇語する所。事として従はざることを無し。龍僧道鏡法王と爲るに及て。太宰主神中臣の阿曾磨。むねを希ひ。嬌奏して曰く。八幡神教へ言ふ。道

鏡をして皇位に即しめば。天下太平ならむ。是に於て。天皇親ら清磨に命じて。宇佐に詣り。神教を承けしむ。發するに臨み。道鏡目を瞋らし劍を按じ清磨に謂て曰く。大神我をして位に即しめむと欲す。今使者を請ふ所以の者は。蓋比が爲ならむ。汝宇佐に詣り。神教を奉じ。我をして欲する所を得しめば。則汝に太政大臣を授け。委するに國政を以てせむ。如我言に違はば。則重刑に處せむ。

清磨宇佐の神宮に詣り。還り神教を奏して曰く。我國家開闢以來。君臣の分定れり。臣を以て君と爲すこと。未之有らざるなり。天津日嗣は。必皇胤を立つ。無道の人。宜く迅に掃蕩すべし。道鏡大に怒り。清磨の官を解き名を穢磨と改めて。大隅に流し。人をして道に殺さしむ。俄に雷雨晦冥し。命を受る者猶豫して發せず。會勅使來り赦す。孝謙天皇崩じ。光仁天皇祚を踐むに及び。道鏡を下野に竄し。清磨を召還して本位に復す。後果進して從三位に至り。功田二十町を賜て。子孫に傳ふ。薨ずる時年六十七。正三位を贈る。嘉永中詔して正一位を贈り。護王大明神の號を賜ふ。明治七年護王神社を以て。別格官幣社に列す。

和氣清麻呂ハ、備前ノ人デアツタ。孝謙天皇ノ時ニ。因幡員外介トイフ役ニツイタ。生レツキ眞直デ僞リガナカッタ。天皇ハ宇佐八幡宮ヲ御尊ビナサレ、生キテヲラレル神様ニ仕ヘルゴトク、ソノ神託ニハ、何事デモ從ヒタマハヌコトガナカッタガ、オ氣ニ入りノ僧道鏡ガ、法皇ノ位ニツクト、太

宰ノ神主ノ、中臣阿曾磨トイフモノ、道鏡カラタノマレテ、イツハリ奏シテイフニハ、  
 「道鏡ヲ天皇ノ御位ニ即カシメタナラバ、天下ハ太平デアルト、八幡大神ノ御教ヘデアリマス」  
 ト。ソコデ天皇ハ、親ラ清麻呂ニ命ジ宇佐八幡ニ行キ、神勅ヲ受ケテコイト仰セニナツタ。出發シヨ  
 ウトスル時、道鏡ハ目ヲ瞑ラシ、劍ヲ撫デテ、清麻呂ニイフヤウ、  
 「八幡大神ガ、ワシヲ天皇ノ位ニ即ケヨウトナサルトノコトダガ、今御使ヒヲ請ウテキタノハ定メシ其  
 ノ爲デアラウ。御前ガ宇佐ニ行ツテ、神様ノ教ヘヲ受ケ、ワシノ思フトコロノモノヲ得サセタナラバ  
 オ前ヲ太政大臣トナシ、國ノ政治ヲ任セテヤル。モシモ、ワシノ言葉ニ従ハナカツタラ、重イ刑ニア  
 ハセルゾ」

ト清磨ハ宇佐ニ行キ、マモナク還ツキキテ、神託ノマ、ヲ奏上シタ。  
 「我が國、開闢以來コノカタ、君臣ノ分ガ定マツテキル。臣ヲ以テ君ト爲スコトハ、未ダ嘗テ無イ。  
 天津日嗣ハ必ズ天皇ノ御血筋ヲ立ツベキデアル。横シマナコトヲ考ヘルモノハ、スミヤカニ退ケヨト  
 コレガ八幡大神ノ御教ヘデアリマス」  
 道鏡ハコレヲ聞イテ大ニ怒リ、清磨ノ役ヤ位ヲ奪ヒ、名ヲ穢麻呂ト改メテ、大隅國ニ流シ、人ヲ遣ハシ  
 テ途中デ殺サセヨウトシタガ、非常ナ大雷雨ガ起ツテ、ソノ殺シ手ガ出發シナイデキル中ニ、勅使ガ

キテ、清麻呂ヲ赦サレタ。孝謙天皇ガオナクナリニナツテ、光仁天皇ガ御位ニツキタマフニ及ビ、道  
 鏡ヲ下野ニ流シ、清呂ヲ召シ還シテモトノ位ニツケラレタ。後、次第ニ位ガ進ンデ從三位ニ至リ。功  
 田二十町ヲ賜ヒテ、子孫ニ傳ヘラレタ。六十七歳デ薨リ、正三位ヲ贈ラレタガ、嘉永ノ年ニ詔シテ  
 正一位ヲ贈ラレ、護王大明神ノ號ヲ賜ヒ、明治七年ソノ社、護王神社ヲ別格官幣社ニ列セラレタ。

菅原道真。醍醐天皇の時。右大臣と爲り。藤原時平と與に政を執る。道真宿徳碩儒を以て時望あり。既に殊遇を受け。君を格し治を致すを以て自ら任じ。政務を綜理して。裁決流るが如し。天下其風采を想望す。時平年少く氣鋭し。毎に相下らず。意甚不平なり。會宇多法皇。天皇と議し。道真を以て關白と爲さむと欲し。密に其意を論す。道真固辭して退く。時平聞いて益懌せず。遂に之を譴し。貶して太宰ノ權師と爲す。行くに臨み歌を以て法皇に訴て曰く「ながれゆく。わがみもくづとなりぬとも。さみしがらみと。なりてとどめよ」遂に謫所に赴く。道真五朝に歴事し。最も宇多天皇に親任せられ、献替匡救。至らざる所無し。配所に在り。門を閉て出ず。文墨を以て自遣る。然れども忠愛の念。未嘗て息ず。九月十日。詩を賦して曰く「去年今夜侍清涼。秋思詩篇獨斷腸。恩賜御衣今在レ此。捧持毎日拜三餘香」聞く者涕を垂れざるは莫し。延長中。詔して本官を追復し。正二位を

贈る。正暦中。正一位太政大臣を贈る。初め天曆中。民間詞を北野に建て之を祀り。稱して天滿天神と曰ふ。寛弘以來。曆朝奉幣絶えず。明治四年。詔して其祠を以て官幣中社に列す。

菅原道真ハ、醍醐天皇ノ時ニ右大臣トナリ、藤原時平ト共ニ政治ヲ執ツタ。道真ハ徳ガ高ク、學問ガ深ク。一代ノ人望ヲ負ヒ、アツク御信任ヲ受ケ、君ヲ格シ、善イ政治ヲ行フコトヲ以テ自分ノツトメトナシ。政務ヲスベテ治メテ、事ヲトリサバクコト、サナガラ水ノ流レルヤウデアツタ。ソレ故、天下ノ人々、ミナソノ風采ヲシタウタ。時平ハ、年ガ若ク、負ケヌ氣デアツタカラ、イツモ道真ニ對シテマケテキズ、心ニ不平ヲイダイテキタ。アル時、宇多法皇ガ、天皇ト御相談ナサレ、道真ヲ以テ關白トシヨウト思召シ、コノコトヲ道真ニオ諭シニナツタガ、道真ハ固クオコトハリ申上ゲテ退イタ。時平ハコレヲ聞イテマスマス不愉快ニ思ヒ、ツヒニ道真ヲ讒言シテ、太宰ノ權ノ帥トイフツマラヌ役ニ落シテシマツタ。出發シヨウトスル時道真ハ一首ノ歌ヲ法皇ニ奉ツテ、訴ヘタ。

ながれゆくわがみもくづとなりぬとも

さみしがらみとなりてとゞめよ

サウシテツヒニ調所ニオモムイタ。

道真ハ五代ノ天皇ニツギツギ仕ヘ、ソノ中デモ、宇多天皇ニモツトモ御信任ヲ受ケ、天皇ヲ御タス

ケシテ、ドノクラキ功ガアツタカ分ラナイ。配所ニ行ツテカラハ、門ヲ閉ヂテ出ズ、文章ヲモツテウサヲハラシテキタガ、忠義ノ心ハ、一日モカハラズ、九月十日、詩ヲ作ツテイフヤウ

去年ノ今夜清涼ニ侍ス

秋思ノ詩篇獨リ斷腸

恩賜ノ御衣今此ニ在リ

捧持シテ毎日餘香ヲ拜ス

昨年ノ今夜ハ、清涼殿デ催サレタ、月見ノ御宴ニ召サレテ、御前ニ居ツタ。ソノ時作ツタ、秋思ノ詩ヲ思ヒ出スト、ヒトリ、腸ヲ斷ツヤウナ悲シミヲオボエル。ソノ夜、君カラ御下賜ニナツタ御衣ハ、今デモコ、ニアリ、毎日捧ゲモツテ、オンナゴリノ御香ヲ拜シタテマツツテキル。

ソノ詩ノコトヲ聞イタ人々、涙ヲ流サヌモノハナカツタ。道真ガナクナツタ後、延長トイフ年ニ、詔シテモトノ位ニ復シ正二位ヲ贈ラレタガ、正暦ノ年ニハ、正一位太政大臣ヲ贈ラレタ。初メ天歷年間ニ、民間ノモノガ、祠ヲ京都ノ北野ニ立テ、天滿天神トイツタガ、寛弘ノ年カラコノカタ、代々皇室カラ幣ヲ奉ラレ、明治四年、詔シテ其祠ヲ官幣中社ニ列セラレタ。

○楠正成は河内の人なり。後醍醐天皇。北條氏を誅せむと欲し。謀泄れて笠置に逃る。正成を召して、賊を討つ策を問ふ。正成曰く。天誅加はる所。賊斃れざる事無し。夫創業の功は。要するに謀略に在り。若力を以て争はば武藏相模の兵。天下之に敵するもの無し。謀を以て之に屈すれば。則ち撓め易きのみ。然れ共勝敗は兵家の常なり。一敗を以て志を動す可からず。臣未死せざれば。陛下聖慮を勞すること勿れ。乃拜辭して還り。赤坂に城く。守備未全からず。兵僅に五百なり。笠置既に陥る。賊兵勢に乘じて大に至り。山に満ち谷に彌る。城の小なるを見て。大に侮り。之を攻むること甚急なり。正成毎戰。謀を設て皆勝つ。賊之を圍むこと久し。城中資糧乏し。外に救援無し。城終に陥る。正成金剛山に匿る。元弘二年三月。北條高時天皇を隱岐に徙す。四月正成金剛山を出で。兵五百を以て赤坂を攻め。城將湯淺定佛を降す。此時に當り。護良親王吉野の城に據る。三年二月賊大舉して。千窟城及び赤坂。吉野を攻む。既にして赤坂陥り。吉野亦陥る。是に於て。賊軍盡く千窟に集る。兵八十萬と號す。正成千餘人を以て之を拒ぐ。時に新田義貞鎌倉を滅ぼし。天皇亦隱岐を逃れて伯耆に至る。是に於て。四方勤王の師大に起り。遂に京師を復し。千窟の圍亦解け天皇闕に還る。正成兵七千を率て。兵庫に迎へ謁す。天皇親しく之を勞うて曰く。大業速に成るは皆卿が力なり。正成拜辭して曰く。陛下の威靈に頼らずば。臣曷ぞ重圍を出で。復今日有ることを得

むや。前驅して京師に入る。延元元年。足利尊氏反して關を犯す。正成奇謀を以て。屢之を敗る。尊氏西海に走り。遂に大舉して至る。正成奏して曰く。賊九州の兵を收め來る。勢必猖獗ならむ。我疲兵以て當り難し。車駕蹕を山門に移し。臣河内に還り。畿縣の兵を招聚し。敵の糧道を絶ち。其疲るゝを待ち。義貞と前後より之を攻めば。賊を斃すこと必ず可きなり。藤原ノ清忠支へて可かず。正成をして強て都外に決戦せしむ。天皇其言に従ふ。正成退て謂ふ。事已に此に至る。復爲す可からず。弟正季子正行と。關を辭して西し。櫻井の驛に至る。正行時に年十一。河内に遣り歸し。之を誡めて曰く。汝幼なりと雖も。能く吾言を記せよ。今日の役は。天下安危の決する所。意ふに吾復汝を見し。吾死せば天下必ず足利氏に歸せむ。汝慎て裕福を計り。利に向ひ義を忘れて。以て乃夫の忠を廢すること勿れ。苟も我の族隸にして。一人も存する者有らば。汝率て以て千窟の舊址を守り。身を以て國に殉し。死有て他無し。汝我に報ずる所以。此より大なるは無し。因て賜ふ所の菊作の寶刀を取り。之に授けて訣別す。正行涙を揮つて去る。正成即ち兵庫に至り。手兵七百を以て湊川に陣し。賊の大軍に當り。正季と共に。足利義直の陣に突入し。七離七遭。殆直義を獲むとす。尊氏兵を分て來り援く。正成兄弟馬を回らして之に當る。血戦十六合。盡く其騎を亡ふ。乃走て民舎に入り。坐して鎧を釋く。身十一創を被る。願て正季に謂て曰く。死して何をか爲す。正季笑て曰く。

願くは七たび人間に生れて。國賊を滅さむ。正成欣然として曰く。是吾心を獲たり。耦刺して死す。正成年四十三。正季年三十二。族十六人。殘兵五十餘人。皆之に死す。天皇追悼して已す。正三位右近衛中將を贈る。明治五年詔して湊川神社を建て之を祠り。別格官幣社に列す。十三年正一位を贈る。楠正成ハ河内ノ人デア。後醍醐天皇ガ、北條氏ヲ誅サウト思ヒナサレ、ソノ謀ガ漏レテ、笠置山ニ遁レ給フタ折、正成ヲ召シテ、賊ヲ討ツノ策ヲ問ヒニナツタ。正成ノイフヤウ、

「天誅ガ加ハレバ、賊ガ斃レヌトイフコトハ御座イマセヌ。イツタイ、事ヲハジメルトイフニハ、謀リゴトガ最モ大切デアリマス。若シカヲ以テ争ツタナラバ、武藏、相模ノ兵ハ、天下ニ敵スルモノガ御座イマセヌ、謀ヲ以テシマスレバ、之ヲ破ルコトモ容易デ御座イマス。シカシ乍ラ、戦トイフモノハ勝ツコトモアレバ、負ケルコトモアルト定ツテモモノデ、敗ケタカラトイツテ失望スルニハ及ビマセヌ。私ガ生キテキマス間ハ、ドウカ御心配ヲ遊バシマセヌヤウニ。」

ト申上ゲ、オ別レヲシテ還リ、赤坂ニ城ヲ築イタ。ソノ備ヘガ未ダ出來上ラズ、兵數モタツタ五百計リデアツタノニ、笠置山ハステニ陥リ、賊ハソノ勢ニ乗ジテ赤坂ヲ攻メ、ソノ勢ハ山ニ滿チ、谷ヲ埋メル有様デアツタ。城ガ小サイノヲ見テ、バカニシテ、急ニコレヲ攻メタガ、正成ハ、戦フ毎ニ謀ヲ設ケテ皆勝ツタ。ソコデ賊ハユツクリ城ヲ圍ンデ兵糧攻メニシタ。城ノ中ニハ食糧ガ乏シク

外カラノ救援モナイノデ、城ハ遂ニ陥リ、正成ハ金剛山ニ匿レテシマツタ。元弘二年三月北條高時ハ遂ニ天皇ヲ隱岐ニ徙シ奉ツタ。

四月ニ正成ハ金剛山ヲ出デ、兵五百ヲ以テ赤坂ヲ攻メ、城將湯淺定佛ヲ降シタ。コノ時護良親王モ吉野ノ城ニ兵ヲ擧ゲナサレタ。三年二月、賊ノ大兵ガ、千窟城、赤坂城、吉野城ヲ攻メ、赤坂先ヅ陥リ、吉野モ亦落チテ、賊軍ハコトゴトク千窟城ニ集マツタ。ソノ兵數ハ八十萬トイフコトデアツタ。正成ハワヅカニ千餘人ヲ以テ之ヲ拒イダ。コノ時新田義貞ガ起ツテ鎌倉ヲ滅ボシ、天皇モ亦隱岐ヲ脱ケ出シテ伯耆ニオイデニナツタノデ、四方ニ勤王ノ師ガ起リ、ツヒニ京都ヲ回復シ、千窟城ノ圍ミモ解ケ天皇ニハ皇居ニオ還リニナツタ正成、兵七千ヲ率ヘテ、天皇ヲ兵庫ニ迎ヘタテマツツタ時、天皇ニハ親シクソノ骨折リヲナグサメタマヒ

「大業ノ速ニ成ツタノハミナ卿ノ力デア。』

ト仰セニナツタ。正成ハ

「陛下ノ威靈ニヨラナケレバ、臣ハドウシテ重イ圍ノ中ヲ出テ、陛下ヲオ迎ヘ申上ゲルコトガ出來マセウカ。」

トオ答ヘ申上ゲ、前驅ヲウケタマツテ、京都ニ入ツタ。延元元年足利尊氏ガ反イテ、皇居ヲ攻メヨウ

トシタ正成ハタクミニ謀計ヲ設ケテ、タビタビ之ヲ破ツタ。尊氏ハ一旦西海ニ逃レタガ、再ビ大舉シテ攻メ上ツタ。正成奏シテ

「賊ハ九州ノ兵ヲ集メテ來ルコトデアリマスカラ、定メシ其勢ガハゲシイコトデアリマセウ。味方ノ兵ハ疲レテ居リマシテ、賊ニ當ルコトハ難イデアラウト思ハレマス。此際、聖駕ヲ比叡山ニ移シナサレマセ。臣ハ河内ニ還リ、近畿ノ兵ヲ招キ集メ、敵ノ糧道ヲ絶チ、其疲レタ所ヲ計ラツテ、義貞ト共ニ前後カラ圍ミ打テバ、賊ヲ滅ボスコトハワケモナイコトデ御座イマス。」

ト申上ゲタ。然ルニ藤原清忠ガ、コノ意見ニ反對シ、正成ヲシテ無理ニ都ノ外デ決戦セシメヨウトシテ天皇モソノ言葉ニ從ヒタマウタ。正成退イテイフニハ、

「事茲ニ至ツテハ、モハヤ仕方ガナイ。」

ト弟正季、子正行ト、皇居ヲ辭シテ西ニ向ヒ、櫻井ノ驛ニ至ツタ。此時正行ノ年ハ十一歳デアツタガ、コレヲ河内ニ送り還シ、戒メテイフヤウ、

「オ前ハマダ幼イケレドモ、ヨク父ノイフコトヲオボエテオキナサイ。今日ノ戰ハ天下ノ治マルカ治マラスカノ境目デアルガ、定メシオ前ヲ再ビ見ルコトハムヅカシカラウ。父ガ死シダナラバ、天下ハ必ズ足利氏ノモノニナルニ違ヒナイ。オ前ハ謹ンデヨク禍ト福トヲ計リ、利ニ迷ヒ、義ヲ忘レテ

父ノ忠義ヲムダニスルヤウナコトヲスルナ。一門ノモノガ、一人デモアル限りハ、ソレヲ率ヘテ千窟ノ城ヲ守リ、身ヲ以テ國ニ捧ゲ、生命ヲ惜ムナ。オ前ガ父ニ報ズル道ハ、コノ外ニハナイゾ。」

ト嘗テ、天皇カラ下サレタ菊作りノ寶刀ヲ、形見ニ授ケタ。正行涙ヲハラツテ國ニ還ツタ。ソコデ正成ハ兵庫ニ至リ、手兵七百ヲ率キテ湊川ニ陣シ、敵ノ大軍ニ當リ、正季ト共ニ、足利直義ノ陣ニ突キ入り、七タビ遭ヒ、七タビ分レ、ホトンド直義ヲ殺サウトシタ時、尊氏ガ兵ヲ分ケテ助ケニ來タ。正成兄弟ハ馬ヲ廻シテ之ニ當リ、血戰十六合、ソノ兵ヲアラマシ失ツタ。ソコデ走ツテ民家ニ入り、鎧ヲ解イテ見ルト全身ニ十一個所ノ創ヲ負ウテキタ。正成顛ミテ正季ニ向ヒ、

「死ンデ何ヲシヨウト思フカ」

トイフト、正季ハ笑ウテ

「七タビ人間ト生レテ國賊ヲ亡ボシマス」

ト答ヘタ。正成ニツコリ笑ヒ、

「ワシモ左様思フゾ」

ト互ヒニ刺シチガヘテ死ンダ。正成時ニ年四十三歳、正季三十二歳、一族十六人、殘兵五十餘人皆共ニ死ンダ。天皇ニハイタク哀レミタマヒ、正三位左近衛中將ヲ贈リタマウタ、明治五年、詔シテ湊川

神社ヲ建テ、コレヲ祀リ別格官幣社ニ列シ、十三年正一位ヲ贈ラレタ。

楠正行。父正成の遺誠を奉じ。國賊を討ずることを以て志と爲し。兒童と嬉戯するも。毎に足利尊氏を斬の狀を爲す。後醍醐天皇。花山の院を逃れ出て。大和に幸す。正行從弟和田正朝等と。馳て之に赴き。駕を護して吉野に入る。正四位ノ下に敍し。父の官を襲ぐ。天皇崩じ。後村上天皇立つ。正行屢兵を出して賊軍を破る。尊氏憂懼し。高師直師泰をして。二十餘州の兵に將として來り攻めしむ。正行弟正時等と行宮に至り。奏請して曰く、先臣正成。嘗て微力を展て。強賊を挫き。以て先帝の宸憂を安むず。幾もなくして。天下復亂れ。逆徒來り犯すに及て。遂に命を湊川に效す。臣時に年十一。命じて河内に歸へし。屬するに餘燼を收拾して。國讎を報復することを以てす。臣年已に壯なり。常に待つこと有るの身を以て。測らざるの疾に罹り。上は不忠の臣と爲り。下は不孝の子と爲らざることを恐る。今賊の渠帥。大舉して來り犯す。是眞に臣が命を效すの秋なり。臣彼が首を獲るに非ずば。臣が首を彼に授けむ。雌雄の決。此一戦に在り。願くば一たび天顏を拜して行くことを得む。言畢りて涙下る。天皇簾を掲げて臨視し。親しく之を慰勞す。正行拜泣して出で。衆を率て先帝の廟を拜し。族黨百四十三人の姓名を如意輪堂の壁に題し。歌を其後に書して曰く。かへらじとか

ねておもへば。あづさゆみななきかずにいる。なをぞとどむる。進で四條堰に向ふ。敵兵凡八萬騎。分て五隊と爲し。師直其後に陣す。正行兵三千を以て。直に師直の陣を指す。賊隊左右前後奄に至る。正行顧ず。三百騎を以て。直前奮撃し。必ず師直と死を決せむとす。我兵殊死して戦ひ。一以て百に當らざるは無し。已より申に至り。戦ふこと三十餘合殺傷數百千人。我兵死亡略盡く。正行目を師直に注ぎ。衆を勉めて前進す。敵之を連射す。正行正時。身箭を被ること蝟の如し。乃呼て曰く。已ぬ。賊に獲らるること勿れ。兄弟交刺して斃る。正行時に年二十三。從兵百四十三人。悉く之に死す。明治九年。詔して從三位を贈る。

楠正行ハ父正成ノ遺シタ誠メヲ守リ、國賊ヲ討ツコトヲ以テ志トシ、外ノ子供タチト共ニ遊ブニモ、常ニ足利尊氏ヲ斬ルマネヲシテキタ。後醍醐天皇ガ、花山ノ院ヲ逃レテ、大和ニ幸ナサレタ時ニ、正行ハ從弟ノ和田正朝等ト、馳セテ之ニ赴キ、天皇ノオ乗物ヲ守ツテ、吉野ニ入ツタ。サウシテ正四位下ニ敍セラレ、父ノ役目ヲ斷イダ。天皇ガオカクレニナツテ、後村上天皇ガ御立チニナツタ。正行ハシバシバ兵ヲ出シテ、賊軍ヲ破ツタ。尊氏ハ之ヲ怖レ、高師直ヲ大將トシ、二十餘國ノ兵ヲ率ヘテ正行ヲ攻メサセタ。

正行、弟正時等ト行宮ニイタリ奏スルヤウ、



「父正成ガサキニ微力ヲ以テ強賊ヲクジキ、先帝ノ御心ヲ安メ奉リマシタガ、マモナク天下復タ亂レ、逆賊ガ來リ攻メマシタノデ、ツヒニ湊川デ討死シマシタ。臣ハソノ時年十一デアリマシタガ、命ジヲ河内ニ還シ、生き残ツテキルモノヲ集メテ、國ノ讎ヲ討ツコトヲタノンデユカレマシタ。臣ハ今年ガ壯デアリマスガ、測ラズモ病氣ニ罹リマシテ、イツ死ヌカトモ分ラヌ身デ御座イマス。モシモ病ニ斃レルヤウナコトガアリマスレバ、上ハ不忠ノ臣トナリ、下ハ不孝ノ子トナルノデ御座イマセウ。今賊ノ大將ガ、大軍ヲ率ヘテ攻メテ參リマス。臣ノ命ヲスレル時ハ此時デアリマス。臣ガ彼ノ首ヲトルコトガ出來マセンナラバ、臣ノ首ヲ彼ニ取ラセマセウ。勝敗ノ決ハ此ノ一戦ニ在ルト存ジマス。ドウカ一度、天顏ヲ拜シテ參リタウ御座イマス。」

ト、言ヒ終ツテ涙ヲ流シタ。天皇ニハ御簾ヲ掲ゲサセラレテ、正行ヲ御覽ニナリ、親シクナグサメ、イタハリ給フタ。正行ハ拜泣シテ出デ、部下ヲ率ヘテ、先帝ノ御廟ヲ拜シ、一族百四十三人ノ姓名ヲ如意輪堂ノ壁ニシルシ歌ヲソノアトニ書イタ。

かへらしと かねておもへば あづさゆみ

なきかずにいる なほぞとどむる

ソレカラ進ンデ四條堰ニ向ツタ。敵兵凡ソ八萬騎、分ツテ五隊トナシ、師直ハソノ最後ニ陣シテ居ル。

正行ハ兵三千ヲ以テ、直ニ師直ノ陣ヲ指シテ進ンデ。賊兵左右前後カラニハカニ至リ之ヲ包ミ撃ツタガ、正行ハコレヲ相手ニセズ、三百騎ヲ以テマツシグラニ進ミ、師直ト決戦シヨウトシタ。味方ノ兵ハ死ヲキハメテ戦ヒ、一人ヲ以テ百人ニ當リ、己ノ刻カラ申ノ刻マデ戦フコト十餘合數百千人ノ敵ヲ殺シ、味方モ殆ンド死ニ盡シタ。正行ハ目ヲ師直ニ注ギ、衆ヲハゲマシテ進ンダガ、敵ハ弓ヲ揃ヘテコレヲ射タノデ、正行、正時、箭ヲ被ルコトマルデハリネズミノヤウニナツタ。ソコデ、

「モウダメダ。敵ニ捕ハレルナ。」

ト叫ビ、兄弟刺シチガヘテ死ンダ。正行時二年二十三。從兵百四十三人コトゴトク戦死シタ。明治九年詔シテ從三位ヲ贈ラレタ。

和順 第三

人に男女あり。故に 必 夫婦あり。夫婦あり。然後父子あり。兄弟あり。以て一家を成す。夫は無外を治め。婦は其内を修る者なり。夫婦和順なれば、一家齋整す。所謂人倫は夫婦に始るなり。之を忠孝に並べて。人倫の大義とす。

人ニハ男ト女トノ區別ガアル。ソレ故ニ必ズ夫婦トイフモノガ出來ル。夫婦ノ間ニハ子供ガ生レル

ソウスレバ、父ト子供トガ出來ルシ、ソノ子供ニハ兄弟ガ出來ル。ソウシテソレガ寄ツテ一家ヲナスノデアル。

夫ハ外ニ働イテ、妻ハ内ヲ修メル。夫婦仲ヨクスレバ一家ハヨクオサマル。所謂人ノ道ハ夫婦ニ始マルノデアル。之ハ忠孝ニ並ベテ。人ノ道ノ大義トスルノデアル。

山内一豊。始めて織田信長に筮仕す。適東國より來て名馬を販く者あり。諸將士之を集觀し。其神駿を歎賞す。然ども價貴きを以て買ふこと能はず。販者將に馬を牽て去らむとす。一豊返り、獨嘆じて曰く。痛きかな貧なるや。我筮仕の初に當り。彼名馬を以て主公に見え。獨一豊一人の榮のみならず。其妻之を聞き。其價を問ふ。曰く。黄金十兩なり。妻曰く。良人必之を獲むと欲せば。妾能く之を辨ぜむ。乃金を出して。之を一豊の前に致す。一豊且喜び且恨て曰く。異時窮困の極、或は卿と顛覆せむことを恐る。而して卿絶て金を有することを言はず。何ぞ其忍べるや。妻曰く。良人の言亦理なり。然ども妾の來り嫁する。妾が父親ら之を鏡奩の底に納め。戒て曰く。汝夫家の貧なる故を以て。此金を徒費すること勿れ。必之を良人の大事に用ゐよ。妾曰く。近日京師に簡馬の擧あり。而して良人名馬を獲むと欲するは。所謂大事なり。是を以て敢て爾り。一豊感謝して曰く。卿の惠なり。

嶽父の恩なり。遂に其馬を買ふ。幾もなくして簡馬の期至る。一豊乃騎して京に入る。風骨峻爽。鬣を奮うて一たび嘶く。信長望み見て驚いて曰く。彼何の處より比乗を獲たるや。一豊進て具に其故を告ぐ。信長歎じて曰く。我家士多し。而して一馬を買ふこと能はず。實に上國の恥なり。汝落魄して我に歸し。乃能く此非常の擧を爲し。以て我恥を雪ぐ。武夫の心を用ること。此の如くなるべからざらむや。其祿を増し。遂に之を任用す。

山内一豊が始メテ織田信長ニ仕ヘタ時、丁度關東カラ名馬ヲ賣リニ來タ者ガアツタ。諸將士ガ集ツテコレヲ見、其立派ナコトヲ歎賞シタガ、値ガ高イモノダカラ、買フコトガ出來ナイ。馬商人ハ仕方ナシニ、馬ヲ牽イテ歸ラレマシタ。一豊家ニ勝ツテ、獨リ溜息ヲツキ、

『貧乏トイフモノハツライモノダ。自分ガ君ニ仕ヘル、始メニ、モシコノ名馬ヲ獲テ、主君ニオ目ニカカツタナラバ、自分バカリノ名譽デハナカラウニ。』

トイツタ。其妻ガコレヲキイテ、ソノ馬ハイクラデスカト聞クト

『黄金十兩ダ』

ト答ヘタ。妻ハ、

『アナタガドウシテモ其馬ヲホシイト仰セラレマスナラ妾都合イタシマセウ』

トイツテ、十兩ノ黄金ヲ出シテ、一豊ノ前ニオイタ。一豊ハ且ツ喜び、且ツ恨ンデイフヤウ。  
 「コレマデ、幾タビカヒドイ貧乏ヲシテ、オ前ト一緒ニ死ンデシマハナケレバナラヌトサヘ思ツタ。  
 ソレダノニオ前ハ、オ金ヲモツテキルトイフコトヲ、少シモ口ニ出サナカッタ。ヨクモ我慢シテキタ  
 モノダ。イツタイドウイフ譯カ。」  
 スルト妾ハ答ヘタ。

「アナタノ仰セハ御尤マゴザイマスガ、私ノハジメテ嫁入ツテ來マシタ時、私ノ父ガコノ金ヲ親シ  
 ク、鏡箱ノ底ニ納メ、戒メテ申シマスニハ、夫ノ家ガ貧シイカラトテコノ金ヲムダニ使ツテハナラナ  
 イ、夫ノ一大事トイフトキニ用エヨトノコトデゴザイマシタ。聞ケバ近イ中ニ、京都ニ馬クラベノ式  
 ガアルソウデ御座イマス。アナタガヨイ馬ヲ手ニ入レヤウトナサルノハ、マサニ一大事デアルト存ジ  
 マスカラ、コノオ金ヲ出シタノデゴザイマス。」  
 ト。一豊コレヲキイテ、

「アリガタイ。ソナタノ恵ダ、オ父様ノ御恩ダ。」

トヨロコビソノ馬ヲ買ツテ自分ノモノトシタ。

マモナク馬鞍ノ時ガ來タ。一豊ハソノ名馬ニ乗ツテ、京都へ出タ。ソノ馬ノカタチハマコトニスグレ

テヲリ、鬘ヲフルツテ一コエ高クイナナイタ。信長ハ望ミ見テ驚キ、

「ドコカラソノ馬ヲ獲タカ。」

ト問フタ。一豊進ンデソノ馬ヲ手ニ入レタワケヲ告ゲタ。信長ハ大ニ感心シ、

「我が家ニハ家來ガ多イノニ、一疋ノ馬ヲ買フコトモ出來ナイ。實ニ上國ノ恥デアアル。汝ハオチブレ

テ我が下來トナツタモノデアアルノニ、ヨクコノヤウニ非常ナコトヲナシ、我カ恥ヲソノイデクレタ。

武士タルモノノ心ヲ用フルコトハ、汝ノヤウデナケレバナラナイ。」

トサラニソノ扶持ヲ増シ重ク用ヒタ。

友愛第四

兄弟は一體一支なり。長少の序。惠順の別ありと雖も。相友愛するの情理に至ては。則異なるこ  
 と無し。故に其理を念ひ。其情を盡し。終身相善くして。以て其恩義を全うするを。兄弟の道とし。

夫婦の和順に亞で。人倫の大義とす。

兄弟は一ツノ幹カラ生レタ枝ノヤウナモノデ、モハヤ同じカラダデアアル。大キイ小サイ、上下ノ區別ハ  
 アルケレドモ、タガヒニ相愛スル心ハ同じコトデアアル。ソレデアアルカラ、其理ヲオモヒ、ソノ情ケヲ

ツクシ、一生仲睦クシテ、恩義ヲ全ウスルコトヲ以テ兄弟ノ道トシ、夫婦ノ和順ニツイデ、人タルモノノ大切ナル道トスルノデアアル。

元龜二年六月。毛利元就病て將に死せむとす。諸子を前に召し。箭を取り其子の數の如くし。乃

自糾めて一束とし。力を極めて之を折れども斷えず。又其一條を抽き。隨て折れば。隨て斷ゆ。因

て戒て曰く。兄弟は猶此箭の如し。和すれば則ち相依て事を濟し。和せざれば則ち各敗る。汝等慎

で忘ること勿れ。次で小早川隆景進曰く。夫兄弟の争は。必欲に起る。欲を棄て義を思はば。

何の和せざること加之有らむ。元就悦びて以て然りとす。餘子を願て曰く。宜く仲兄の言に従ふべ

し。元就卒す。嫡孫輝元嗣ぐ。吉川元春。隆景と。同心戮力して輝元を輔け。元就の業を修め。大

敵と戦つて。機に應じ變を制す。二人の世を終るまで。據る所山陰山陽十三州の地。尺寸を亡はず。

元春は隆景の兄なり。

元龜二年六月毛利元就ハ病氣ニカカツテ、マサニ死ナウトシタ。ソノ時子等ヲ枕許ニ呼ビ、ソノ子

ノ數ダケ矢ヲトリ、自ラ糾メテ一束トシ、力ヲ極メテ之ヲ折ツタガ折レナイ。サラニ一本一本ヲ抽キ

出シテ折ルト、ワケモナク折レテシマツタ。ソコデ戒メテイフヤウ。

「兄弟ハ尙此矢ノ如キモノデアアル。兄弟仲ガヨケレバ力ヲ協セルカラ、仕事ガ成功スルガ、仲ガ悪ケ

レバ、必ズ失敗スル。汝等コノコトヲ忘レルナ。」

ト二男ノ小早川隆景ガ進ンデイフニハ、

「兄弟仲ノ惡イトイフノハ、必ズ欲カラ起ルノデアリマス。欲ヲステテ、義ヲ思フタナラバ、仲ガ惡

クナルコトハアリマスマイ。」

ト元就喜ンデ、外ノ子ニ向ヒ

「マコトニソノ通りダ。隆景ノ言ニ從フガヨイ」

ト遺言シテ死ンダ。長孫ノ輝元ガ後ヲ嗣イダガ、吉川元春ト、隆景ト、心ヲ同ウシ、力ヲ戮セラ、輝

元ヲ助ケ、元就ノ事業ヲ修メ、大敵ト戦ツテ、時ニ當ツテ計略ヲナシ、二人ノ死スルマデ、其領スル

山陰山陽十三州ノ地、尺寸ヲモ失ハナカツタ。元春ハ隆景ノ兄デアアル。

信義 第五

人の身を立て道を行ふ。必朋友の輔を須つ。故に一たび相友とすれば。互に腹心を開き。忠告善導  
患難相濟ひ。得喪を以て其交を論へず。終始一の如きを。朋友の信義とし。五倫中の一要義にして。

亦汎く。人に交るの道なり。

人ガ身ヲ立テ、道ヲ行フニハ、必ズ朋友ノ輔ガ必要デアアル。ソレデアアルカラ、一度交ヲ結ンダ以上ハ、互ニ心ヲカクサズニ打チヒラキ、忠告ヲシアヒ、導キアヒ、不幸ノアル時ニハ助ケアヒ、損徳ヲ以テ交リヲカヘズ、始メカラ終リマデカワラヌコトヲ以テ、朋友ノ信義トシ、人間ノ守ルベキ大キナ五ツノ道トシテ、亦ヒロク人ニ交ル心ガケトスル。

武田信玄。甲斐に居る。常に鹽を東海に仰ぐ。今川氏眞。北條氏康と謀り。陰に其道を閉づ、甲斐大に困む。上杉謙信之を聞いて。書を信玄に遺て曰く。聞く氏眞氏康。鹽を閉て以て君を窘む。是不勇不義なり。我と君と。争ふ所の者弓箭に在て。米鹽に在らず。請ふ今より以往。鹽を我國に取れ。多寡は唯命のままなり。乃賈人をして平にして之を給せしむ。

武田信玄ハ甲斐ニ居ツタ。イツモ鹽ヲ東海カラ買ツタノデアアルガ、今川氏眞ハ北條氏康ト相談シテコソソリ鹽ヲ賣ラナイヤウニシタノデ、甲斐ノモノハ大變苦シンダ。上杉謙信ガ、コノコトヲ聞キ、信玄ニ手紙ヲヤツタイフニハ、

「聞クトコロニヨルト、氏眞ト氏康トガ相談シアツテ、鹽ヲ賣ラナイデアナタヲ苦シメラキルトイフ

コトダ。コレハ不勇デアリ、不義デアアル、私ハアナタト長イ間争ウテキルガ、ソレハ弓矢ノ戦ヒデ米ヤ鹽ノ戦ヒデハナイ。コレカラ後、鹽ヲ私ノ國カラオ買ヒナサイ。イクラデモ賣ツテアゲル。」ト商人ニイヒツケ、値段ヲアタリマヘノ通りニシテ賣ラセタ。

### 勤學第六

人皆天賦の徳性あり。然ども學ばずして能く道を知る者無し。必當に先覺に就て學習し。道を明め行を修め。以て其徳を成すべし。苟も師とする所無く。才を恃て自用るときは。徳を傷ひ事を損る。小技末藝と雖も。終に成すこと能はず。故に勤學は。己を成し物を成すの根柢なり。

人ハ皆生レナガラニ徳性(ヨイ道ニススム心)ソナヘテキルモノデアアルガ、シカシ、學バズシテ道ヲ知ルモノハナイ。ソレユエ、必ズマサニ、先生ニツイテ學ビ習ヒ、道ヲ明ニシ、行ヲ修メ、以テ己ノ徳ヲ全ウシ、人格ヲ作り上ゲナケレバナラヌ。イヤシクモ人ヲ先生ト仰ガズ、オノアルノヲタノンデ、自分ノ思フママノヤリ方ヲスル時ハ、徳ヲソコナヒ、事ヲ破ルヤウナコトニナルモノデアアル。些細ナ技術デサヘ成シ遂ゲルコトハ出來ヌ故ニ、勤學ハ人格ヲ完成シ事業ニ成功スルノ根柢デアアル。

源義家。嘗て關白藤原頼通に詣り。陸奥の戦事を談ず。大江ノ匡房別室に在り。之を聞いて曰く。渠將才あり。惜むらくは未兵法を知らず。義家の從者微に之を聞いて愠り。義家に告ぐ。義家曰く。其或は然らむ。匡房の出るを見て之を禮し。遂に就き學ぶ。清原武衡を金澤の柵に攻るに及て。柵を去ること數里雁行の亂るを見て曰く。是伏あるなり。兵を縱ちて搜索す。果して獲て之を殲す。衆に謂て曰く。兵法に言ふ。鳥亂る者は伏なり。我學ばずば則殆し。

源義家ガ、アルトキ關白藤原頼通ノ邸ニ行キ、陸奥ノ戰ノコトヲ話シタ。ソノ時大江ノ匡房ガ、隣室ニ居テソノ話ヲキ、

「彼ハ大將ノ器量ガアルガ、惜シイコトニハ、未ダ兵法ヲ知ラナイ。」

トイツタ、義家ノ從者ガ、物カゲデソノ言葉ヲキ、腹ヲ立テ、ソノコトヲ義家ニ告ゲタ。義家ハ「アルヒハ左様カ知レヌ」

トイツテ匡房ガ出ルノヲ待チ受ケ、挨拶ヲシ、ソレカラ匡房ニツイテ兵法ヲ學ンダ。後ニ清原武衡ヲ金澤ノ柵ニ攻メタ時、柵カラ數里離レタ所デ、雁ノ列ガ亂レルノヲ見

「ソラ伏兵ガアルゾ」

ト兵ヲ縱ツテ檢サセタ所、果シテ伏兵ガキタノデ、コレヲウツテミナ殺ニシタ。サウシテ兵士ニ向ヒ

「兵法ニ鳥亂ルモノハ伏ナリ、トアル。自分ガ若シ兵法ヲ學ンデキナカツタナラバ、危イトコロデアツタ」  
トイツタ。

塙保巳一は。武藏國兒玉郡保木野村の人なり。幼時病て明を失ふ。年十五にして江戸に出で。雨富某の家に奇り。絃歌絃治を學ぶ。成らず。獨古書を好み。一書を得れば。則人に請ふて之を讀ましめ。一事を聞けば。則人に請て之を校せしむ。聞けば輒誦を成し。心耳と謀り。遂に文字に通ず。萩原川島山岡の諸人に從て。漢籍を受け。皇朝の學を修め。傍ら律令を學ぶ。年二十四。賀茂眞淵の門に入り。益皇朝の學を勤む。凡皇朝の歴史律令格式より。歌書物語及び雜籍に至るまで。涉履して暗記せざることを無し。遂に和學講談所を設けて教授す。門徒頗る盛なり。壯歲より。群書類從編輯の業を起し。四十五年を閱して。一千二百七十部。六百七十卷を刻す。續編一千八百部。又繼いで成る。共に三千七十部なり。保巳一嘗て源氏物語を某氏に講ず。日暮て風燈を滅す。座人暫く講を輟めむことを請ふ。保巳一曰く。何の故ぞ。曰く。風燈を滅す。當に之を點すべし。保巳一笑て曰く。目あるの人。誠に事に便ならず。

保巳一は武藏國兒玉郡保木野村ノ人デアアル。幼イ時病氣ニカカツテ、盲トナツタ。十五歳ノ時ニ江戸ニ出デ。兩富某ノ家ニ寄ツテ。琴ヤ歌ヤ、鍼治ナドヲ學ンダガ、ドレモ上手ニナラナカツタ。タダ昔ノ書物ガ好キデ。一冊デモ本ヲ手ニ入レルト。人ニ頼ンデ讀ンデモラヒ、一事デモ聞クト、人ニ頼ンデコレヲ書キツケテモラツタ。聞イタコトハ、ソノマ、暗誦シテシマヒ、心ハ耳ト相談ヲシテ、ツヒニ文字ガ分ルヤウニナツタ。萩原、川島、山岡ナドトイフ人ニツイテ、漢籍ヲ學ビ、日本ノ學問ヲ學ビ、カタハラ律令ヲ學ンダ。二十四歳ノトキニサラニ賀茂眞淵ノ門ニ入り、マスマス日本ノ學問ヲ學ンダ。ワガ國ノ歴史、律令、格式カラ、歌書、物語リノホカ雜書ニ至ルマデミナコレヲ學ンデ、一ツトシテ暗記シナイモノハナカツタ。ツヒニ和學講談所ヲ建テテ、弟子ヲ教ヘタガ、ソノ門ニ集ルモノガ大變ニ多カツタ。若イ時ニ「群書類從」トイフ本ヲ編輯スルコトヲ始メ、四十五年カカツテ、一千二百七十部、六百七十卷ヲ出版シ、續篇一千八百部ガ、ツヅイテ出來上リ、アハセテ三千七十部トナツタ。

保巳一ガアル時、某氏ノ邸デ、「源氏物語」ノ講義ヲシタコトガアル。日ガ暮レテ、風ガ出デ燈火ヲ吹キ消シテシマツタ。座中ノ人タチハ、シバラク講義ヲ止メテクレルヤウニ願ツタ。保巳一ハ何故カト聞クト、風ガ吹イテ火ガ消エマシタカラ、今點ケル所デアリマスト答ヘタ。保巳一笑ツテ

「サテサテ目アキトイフモノハ不自由ナモノダ。トイツタ。

### 立志第七

凡人徳を崇くし業を建むと欲せば當に先其志を立つべし。志を立ること。堅固にして變せず。強めて息まざれば。期する所遠大と雖も。暢達せざるもの鮮し。若其志浮泛にして。徒に成る有むことを求るは。猶播種せずして。收穫を望むが如し。豈得べきの理有むや。故に志を立るは徳を崇くし業を建るの大本なり。

凡ソ人間タルモノ眞ノ道德ヲ崇クシ、事業ヲシ遂ゲヤウト思ハバ、マサニ先ツ其ノ志ヲ立テナケレバナラス。志ヲ立ツルコトガ堅クアツテ變ラズツトメテ止マナケレバ其ノ望ミガ遠ク大キクアツテモ。ナシ遂ゲヌモノハ鮮イ。シカシナガラ、志ガウハツイテキテ、徒ニ成功ヲモトメルモノハ、種ヲ播カズシテ、收穫ヲモトメルヤウナモノデ、ドウシテ出來ル筈ガアラウ。ユエニ志ヲタテルコトハ徳ヲ高クシ、業ヲ樹ツルノ大本デアアル。

兒島高德。後醍醐天皇笠置に在るに方り。兵を起して勤王せむと欲す。既にして行在守を失ひ。車駕西遷す。高德族を聚めて駕を途に奪ひ。以て義を擧げむことを謀り。俱に舟坂山に上りて之に候す。駕山陰道に向ふと聞き。乃問。道より杉坂に至れば。則ち已に過ぎたり。衆是に於て散し去る。高德天皇に見えて。其喪を道はむと欲し。獨服を變じ。駕に尾し。行こと數日。間を得ず。乃夜御館に入り。櫻樹を斫り白くして。之に書して曰く。「天皇莫空勾踐。時非無范蠡。」護兵字を識る者無し。之を天皇に奏す。天皇心忻然として竊に自ら喜ぶ。天皇の船上山に在に及て。高德父範長と與に。其族を率て詣る。

兒島高德ハ、後醍醐天皇ガ、笠置山ニオ出デニナツタ時ニ、兵ヲ起シテ王事ニ勤メヤウトシマシタソノ中ニ行在所ガ陷ツテ、天皇ガ西ニ流サレ給フタ。高德ハ一族ノモノヲ集メ、聖駕ヲ途中デ奪ウテ義兵ヲ擧ゲヤウト計リ、舟坂山ニ上ツテ、待チカマヘタ。トコロガ聖駕ハ、舟坂山ヲ通ラズニ、別ノ道ヲ通ツテ、山陰道ヘユクト分ツタノデ、間道ヲ抜ケテ、杉坂ニユクト、モウオ通りニナツタアトデアツタ。一族ノモノハ失望シテ、チリヂリニナツテシマツタノデ、高德ハヒトリ、天皇ニオ目ニカカツテ、心ノ中ヲ申シ上ゲヤウト思ヒ、姿ヲカヘ、聖駕ノアトヲツイテ、四五日ノ間行ツタガ、警戒ガキビシクテ近ヨレナイ。仕方ナシニ、夜ニマギレテ行在所ニ入り、櫻樹ノ幹ヲ削ツテ白クシソノ上ニ

天勾踐ヲ空ウスルコトナカレ

時ニ范蠡ナキニシモアラズ

トイフ詩ヲ書キツケタ。護衛ノ兵卒ノ中ニ字ヲ知ルモノガナカツタノデ、コノコトヲ天皇ニ申シ上ゲタ。天皇ハコレヲ御覽ニナツテ、詩ノ意味ヲオサトリニナリ、ヒソカニオ喜ビニナツタ。天皇が船上山ニオイデニナルト、高德ハ父範長トトモニ共一族ヲ率キテオ味方ニマキツタ。

誠實 第八

誠實は人心の本根。百行皆茲より出づ。苟も偽詐虚妄に涉るときは。才智ありと雖も。恃むに足らず。故に一言一行。内に省みて疚しからず。而して後。身を保ち事を済す可し。此誠實の須臾も離る可からざる所以なり。

誠實ハ人ノ心ノ根本デアツテ、スベテノヨイ行ハ皆コレカラ出ルノデアアル。イヤシクモ心ニ偽リガアリ、ウソガアツテハ、才智ガアツテモ恃ムニ足ラヌ。ユエニ一言一行ニ省ミテ恥カシクナイヤウデアツテ、ハジメテ身ヲ保チ、事ヲナシ遂ゲルコトガ出來ル。コレ誠實ヲ、シバラクモ離レルコトノ出來ヌワケデアアル。



畠山重忠は。武藏の人なり。人と爲り敦厚。源ノ頼朝に事へて。忠勇武健なり。文治中。伊勢の神人員部の大領家綱といふ者。重忠の目代が神戸を鈔暴することを訴ふ。頼朝怒つて重忠の采邑を削り千葉胤正の第に拘ふ。重忠食を絶つこと七日。口を杜て言はず胤正以て告ぐ。頼朝大に驚き。釋して召し見る。重忠拜謝し。乃等列に謂て曰く。凡邑土を受る者。宜く目代を擇ぶべし。吾常に清潔を以て身を律す。今不良の人に任して。自此辱を速けり。頼朝命じて其本領を復し。但其伊勢沼田御厨を奪ふ。重忠武藏に還る。梶原景時間に乘じて譖して曰く。重忠怨望し。邑に據て叛く。頼朝結城朝光下河邊行平を召して之を議す。朝光曰く。嚮に重忠目代の姦究を以て暫譖怒に遭ふ。此時に當り。唯自罪を引き。曾て怨色無し。其人忠直。神を敬し。義を慕ふ。決して異圖を懷く者に非ず。宜く之を召致し。面たり其情狀を察すべし。頼朝之を然りとし。行平が重忠と友とし善きを以て遣して之を召す。行平往て其狀を告ぐ。重忠大に憤恚して曰く。我何の缺望有りて。自ら奮動を棄て。忽叛人と爲らむや。赤心公に奉ずるは。幕下の知る所なり。而して讒口の爲に陥れらる。自明するに由無し。子命を衝て來る。我を誅せむと欲するならむ。刀を引て將に自殺せむとす。行平遽に之を止めて曰く。子常に自譎らずと稱す。何ぞ今詐を逆ふるの此に至る。信を以て人に接するは。我豈子に讓らむや。子は將軍の胤たり。我亦四道將軍の裔なり。固より相敵戰して以て雌雄を決するに足れり。何ぞ

詐謀を以て子を陥れむ。重忠乃杯酒を勧め。平生の歡を盡す。遂に行平と俱に鎌倉に至り。景時に由て陳謝す。景時曰く。子如實に反謀無くば宜く誓書を上るべし。重忠曰く。若人我を勇を恃み財を掠むると謂はば。我深く之を愧む。今叛名を狂得せり。適其勇を見ずに足るのみ。然と雖も。我源氏の興るに遭ひて。身を幕府に委ね。未嘗て貳を懷かず。而るに忽讒謗に罹る。實に不幸に出づ。我心と言と二つ無し。何ぞ誓書を煩はさむ。且盟書は姦詐を財く所以なり。我が赤心の如きは。幕下の知る所なり。子是を以て之を白せ。景時入て言ふ。頼朝默然たり。召し見るに及て。唯寒暄を敘し。一も糾問に及ぶこと無くして。事遂に釋く。

畠山重忠ハ武藏ノ人デアアル。人トナリ眞面目、源頼朝ニ仕ヘテ、忠勇無双デアツタ。文治年中、伊勢ノ神官、員部ノ大領家綱トイフモノガ、重忠ノ目代ガ、神官ノ所領ヲ掠メテ暴ラレタコトヲ訴ヘタ。頼朝ハ怒テ重忠ノ領土ヲ召シ上ゲ、重忠ヲ千葉胤正ノ邸ニ監禁シテシマツタ。重忠ハコレカラ七日ノ間、食物ヲ食ベズ、又、口ヲ塞イデ一言モイハナカッタノデ、胤正ガコノコトヲ頼朝ニ訴ヘタ、頼朝ハ大イニ驚イテ、重忠ヲユルシ、召シ寄セテ會ツタ。重忠ハ頼朝ニ御禮ヲ申上ゲタ上、アタリニキル人々ニ向ヒ、

「凡ソ領土ヲ受ケルモノハ、代官ソノ人ヲヨク選バナクテハナラナイ。私ハイツモ清イ行ヲスルヤウ

ニ氣ヲツケテキルガ、ウツカリシテヲツテ、不良ナ人ヲ代官ニシテ、コノヤウナ恥シメヲ受ケタ。ヨ  
イ見セシメデアル。」

トイツタ。頼朝ハ重忠ノ本領ヲモト通りニ與へ、タダ伊勢沼田ノ御厨ダケヲアゲルコトニシタ。  
重忠ガ武藏ニ還ヘルト、悪者ノ梶原景時ガ、ツケネラツテ讒言ヲシ、

「重忠ハコノタビノコトヲ遺恨ニ思ヒ、國ニ還ツテ謀叛ヲクハダテルトノコトデアリマス。」  
トイツタ。頼朝ハ、結城朝光、下河邊行平ヲ呼ンデ、相談スルト、朝光ノイフニハ

「重忠ハ目代ガ惡イタメニ、暫クオ咎メヲ受ケマシタガ、自分デ罪ヲ負ヒ、少シモ怨ンダ様子ナドハ  
アリマセヌ。重忠トイフ男ハ忠義一方ノ男デ、神ヲ敬ヒ、正シイコトヲ慕ヒ、決シテ惡タクミヲスル  
ヤウナモノデハアリマセン。ヨロシク彼ヲオ呼ビニナツテ、ヨク事情ヲオキキトリニナルベキデアリ  
マス。」

ト頼朝ハ實ニ左様ダト思ヒ、行平ガ重忠ト仲ノヨイノヲ幸、行平ヲ使トシテ重忠ヲ召シタ、行平ガイ  
ツテ、ソノコトヲ告ゲルト、重忠ハ大イニ腹ヲ立テ、

「自分ハ何ノ不平ガアツテ、長イ間ノ功勳ヲステ、ニハカニ謀叛人トナルヤウナコトヲシヤウカ、自  
分ガ眞心ヲモツテ公ニ仕ヘテキルコトハ、將軍ノ左右ニ居ル人々ハヨク知ツテキル筈デアアル。然ルニ

今讒言人ノタメニ陥ラレ、何ト辯明ノシヤウモナイ。君ガ來タノハ自分ヲ殺シニ來タノデアラウ。」

ト刀ヲ抜イテ自殺シヤウトシタ、行平アハテ、之ヲ止メ、

「君ハ自分ガ詐ラヌトイヒナガラ、何故人ヲ詐リモノトスルノダ。誠心誠意ダトイフコトライヘバ、  
私ダツテ君ニマケハシナイゾ。君ガ將軍家ノ血統ダトイヘバ、自分モ四代將軍ノ血統ダ、互ニ正々  
堂々ト戦ツテモ少シモ恥カシイコトハナイ。君ヲダマシ討ニスルヤウナ人間ト思フカ。」

トイツタ。重忠ハ機嫌ヲ直シテ、行平ニ酒ヲ勸メ、トモニイツモ通り愉快ニ談シヲシタ。ソレカラ共  
ニ鎌倉ニ行キ、景時ノ所へ行ツテオワビスルト、景時ノイフニハ、

「君ガモシ本當ニ謀叛ノ志ガナイノナラ、誓書ヲ差シ上ゲルガヨイ。」

ト重忠コレヲ聞キ、

「若シモ人ガ私ヲ、勇氣ヲ恃ンデ、財物ヲ掠メルトイフナラバ、私ハ深く愧ヅルバカリデス。シカシ  
今ハ謀叛人ノ名ヲ得タノダ、ムシロ私ノ勇氣ヲアラハスモノトイツテヨイ。併シ乍ラ私ハ、源氏ノ  
興ツタ時ニ當ツテ、身ヲ幕府ニ委ネ、未ダ嘗テ二心ヲ懷イタコトハナイ。然ルニダシヌケニ讒言ヲ受  
ケルノハ、實ニ不幸デアアル。私ハ心ト言葉ハ二通りモツテヲラヌカラ、誓書ナドヲ出ス必要ハナイ。  
一體誓文ヲ出サセルノハ、姦者ヲ防グタメデアアル。然ルニ私ノ誠心ニ至ツテハ、誰モヨク知ツテキル

ノダ。コノコトヲ申上ゲテ下サイ。」  
トイツタ。景時ハソノ通りニ頼朝ニイツタノデ、頼朝ハタダ黙ツテヲツタ、ヤガテ重忠ヲ召シ入レタガ、タダ寒イ暑イノ挨拶ヲイツタバカリデ、少シモ謀叛ヲ問ヒタダスヤウナコトハナク、ソノママデ事ガスンダ。

### 仁慈第九

天地は生物を以て心とす。人其理を受けて生る。故に亦天地の心を以て心とす。所謂人に忍びざるの心是なり。此心を擴充して事物に及ぼすを仁慈の道とす。人苟も此心を失はば。理に背き道に違ひ以て目立つこと無し。誠に能く仁慈にして後。以て人と爲すべし。故に曰く。仁は人なり。  
天地ハ物ヲ生ミ、物ヲ生カシテ育テルノガ本来ノ性質デアアル。人間モンノ理ヲ受ケテ生レルカラ、天地ノ心ヲ以テ心トスル。所謂人ニ忍ビザルノ心ガソレデアアル。此ノ心ヲオシヒロメテ、スベテノモノニ及ボスノヲ仁慈ノ道トスル。人ニシテ、イヤシクモソノ心ヲ失フタナラバ理ニ背キ、道ニ違ヒ、以テ自ラ立ツコトガ出来ヌ。マコトニ人間ハ、仁慈デアツテ、ハジメテ人間デアルトイフコトガ出来ルノデアアル。ソレ故ニ仁ハ人ナリトサヘイフノデアアル。

垂仁天皇二十八年。倭彦ノ命薨す。近習を聚めて殉と爲す。天皇聞いて之を憫み、群卿に詔して曰く。生て愛する所。死して殉と爲すは。亦慘ならずや。古の遺風と雖も。曷ぞ遵用す可けむ。今より之を止めよ。皇后崩するに及で。野見宿禰の議を用ゐ。詔して士を以て物に係り。用て殉に代へ。立て永制と爲す。野見を以て土部ノ職に任ず。

垂仁天皇ノ二十八年ニ倭姫ガオカクレニナツタ。ソノ時、オ傍ニ仕ヘテキタ人ヲ集メテ、殉死ヲセラレタ。天皇ニハコレヲオ聞キニナツテ、イタクオアハレミナサレ、大臣ダケヲ召シテノタマフヤウ「生キテキル時ニ愛シテキタモノヲ、死ンダカラト共ニ死ナセルトイフノハ、ムゴタラシイコトデハナイカ。昔カラ傳ハツタ風習デアルトイツテモ、ドウシテ守ラナクテハナラストイフコトガアラウ今カラ後ハ止メルガヨイ」  
ト其後皇后ガオカクレニナツタ時、野見宿禰ノ申上ゲタコトヲオ用キニナリ、詔ヲ下シテ、土ヲ以テ物ノ形ヲツタリ、ソレヲ以テ殉死ニ代ヘ、長クコレヲ制トナサレタ。ソウシテ野見ヲ土部ノ職ニ任ジタマウタ。

仁徳天皇。難波に都す。即位の四年。臺に登りて遠望す。烟氣城中に起らず。天皇五穀登らず。百

姓窮乏して。家に炊く者無きことを知り。詔して課役を除くこと三載。躬節儉を行ふ。是後宮垣頽れて造らず。茅茨壞れて葺かず。風雨時に順ひ。五穀豊稔なり。三年にして百姓殷富。歡聲路に盈つ。七年の夏。天皇臺に登り。烟氣多く起るを見。皇后に謂て曰く。朕既に富り。復何ぞ憂へむ。皇后曰く。今や宮室朽廢して。暴露を免れず。何ぞ富めりと謂はむ。天皇曰く。君は百姓を以て本と爲す。百姓貧しければ。則朕貧きなり。百姓富めば。則朕富むなり。是歲秋諸國稅調を貢し。以て宮殿を修理せむことを請ふ。聽さず。十年の冬。始て課役を科し。以て宮室を造る。是に於て。百姓老を扶け幼を携へ。先を争て來り赴き。日夜營作す。未幾くならずして。宮室悉く成れり。

仁徳天皇ハ難波ニ都シタマウタ。御位ニ即キナサレテカラ四年目ニ、臺ニ上ツテ遠クヲ望ミタマウタガ、ドコニモ烟ガ起ラナイ。百姓ガ乏シクシテ、家ニ炊クモノガナイデアラウトオ察シ下サレ。詔シテ三年ノ間貢ヲ免ジタマヒ、オンミヅカラ節儉ヲ行ヒタマウタ。ソノ後、御殿ノ垣根ガ頽レテモツクロハズ、屋根ノ茅ガ壞レテモ、葺カズニステオキナサツタ、シカルニ氣候ガ大變ニヨク、五穀ハユタカニミノリ、三年ノ後ニハ、人民ガ富ニ榮エ、ヨロコビノ聲ガ町ニ滿チタ。七年ノ夏天皇ニハ又臺ニオ登リナサレ、諸方ニ烟ノ多ク立チ昇ルヲ御覽ニナツテ、皇后ニ向ヒ、「朕ハモウ富ンダナニヲ心配スルコトガアラウ」

皇后 ハイフノニ「今ヤ御殿ハ朽チ廢レテ、雨露ガ漏リマスノニ、ドウシテ富ンデキルト仰セラレマスカ。」

トオタヅネ申上ゲルト、天皇ニハ「君ハ百姓ヲ以テ本トスルノデアアル。人民ノ貧シイノハ、スナハチ朕ガ貧シイノデ、人民ガ富ムノハスナハチ朕ノ富ムノデアアル。」ト仰セニナツタ。是ノ年ノ秋、諸國カラ稅ヲ納メ、宮殿ヲ修理スルコトヲオ願ヒシタガ、オ許ニナラナイ。十年ノ始メニナツテ、始メテ課役ヲ科シ、皇居ヲ造リニナツタノデ、人民タチハ、老人ヲ扶ケ、子供ノ手ヲヒイテ、先ヲ争フテ來リ、日夜營ミ作ツテ、イク日モタタヌ中ニ、皇居ガスツカリ出來上ツテシマツタ。

禮讓第十

禮は天理の節文。人事の儀則。讓は即禮の實なり。禮讓有り。而して後。天理全く。人事順にして家齊ひ國治る。一日之を去れば。則人人欲を縱にして。争鬪犯亂。至ざる無し。其禽獸を去ること幾何ぞや。必ず常に恭敬謙遜を主とし。進退動止。須臾も禮讓を離ざるべし。則萬物の靈たるに愧ぢ

ざるなり。

禮ハ天ノ道理ヲ言葉ニアラハシタモノ人ノシワザノ儀則デアツテ、讓ハスナハチ、禮ヲ形ニアラハシタモノデアアル。禮讓ガアツテ後、天ノ理ガ全ク、人ノシワザニ秩序ガ立チ、家ガトトノヒ、國ガ始マルノデアアル。タトヘ一日デモ、禮讓ガナクナレバ人々ハ欲ノママニ動キ、争ヤ亂レガイタル所ニ起ルデアラウ。サウナレバ、人間ト禽獸トドレホドノ違ヒガアラウカ。ソレ故人タルモノ、マサニ恭敬ト謙遜ヲマモリ、進退動止、シバラクモ禮讓ヲハナレヌヤウニセネバナラス。サウスレバスナハチ、萬物ノ靈長トイフニ愧ヂヌノデアアル。

三浦義村ハ、義澄の子ナリ。父に從ひて。數戰功有リ右衛門尉に任じ。駿河ノ守と爲リ。正五位の下に敍す。源ノ實朝右大臣を以て。左近衛大將を兼ね鶴岡の社に詣る。義村隨兵の選に中リ。長江明義と偶たり。義村に命じて左に列せしむ。義村辭して曰く。明義年高し。吾其左に立ち難し。請ふ共班列を易へむ。明義曰く。義村爵あり。且三浦堂の長たり。理當に左に在るべし。相讓りて已す。實朝喜て曰く。今日の事は。我最も重しとする所なり。二人禮を以て相讓る。甚だ嘉尚す可し。願ふに義村年齢猶富む。明義は前途日無し。宜く左列に在て以て子孫の光榮と爲すべし。二人喜て命に從ふ。

從ふ。

三浦義村ハ、義澄ノ子デアアル。父ニ從ツテ、シバシバ戰功ヲ立テ、左衛門尉ニ任ジ、駿河守トナリ。正五位ニ敍セラレタ。源ノ實朝ガ、右大臣デ左近衛大將ヲ兼ね、鶴岡八幡宮ニ詣ツタ時、義村ハオツキノ兵ニ選バレ、長井明義ト並ンダ、ソノ時義村ニ命ジテ、左ニ列バセラレタガ、義村ハ之ヲコトハツテイフヤウ。

「明義ハ私ヨリ年長デアリマス。私ハ其ノ左ニ立ツコトハ出來マセン。ドウカ順ヲカヘテ下サイ。」トスルト明義ノイフニハ

「義村ハ位階ヲモツテアリマス。オマケニ三浦一堂ノ旗頭デアリマス。左ニ列ブノガ當然デアリマス。」ト互ニユヅリアウテ止マナカッタ。實朝ハ喜ンデイフヤウ。

「今日ノ參詣ハ、私ニトツテ、最モ大切ナコトデアアル。二人ガ互ニ禮ヲ守ツテ讓リ合フノハ大變感心ナコトダ。思フニ義村ハマダ年ハ若イガ、明義ハ先ノ短イ身體デアアル。ヨロシク左ニ列ンデ、子孫ノ名譽トスルガヨイ。」ト二人ハヨロコソデ其命ニシタガツタ。(未完)

昭和拾壹年八月拾五日印刷  
昭和拾壹年八月拾九日發行

(定價拾五錢)

要綱學幼  
文譯和口

編輯者 國體明徵會  
東京市澁野川區中里町三拾二番地

右代表者 土屋千九雄  
東京市神田區神保町二丁目四拾番地

發行者 株式會社 弘道藏館  
右代表者 辻本卯

東京市神田區神保町三丁目拾番地

印刷者 春山治部左衛門  
東京市神田區神保町三丁目拾番地

印刷所 共立社印刷所  
東京市神田區神保町三丁目拾番地

東京市神田區神保町二丁目四拾番地

發行所 株式會社 弘道館

終

